

## 特別養護老人ホーム陽光園本館 料金表

≪介護保険報酬改定により令和元年10月1日より施行≫

### 1 食費・居住費の費用

項目		介護保険負担 限度額区分	利用料金		減免額	自己負担額
①	食費	第1段階	1,392円/日		1,092円/日	300円/日
		第2段階			1,002円/日	390円/日
		第3段階			742円/日	650円/日
		第4段階			0円/日	1,392円/日
②	居住費	第1段階	個室	1,171円/日	852円/日	320円/日
			多床室	855円/日	855円/日	0円/日
		第2段階	個室	1,171円/日	752円/日	420円/日
			多床室	855円/日	485円/日	370円/日
		第3段階	個室	1,171円/日	352円/日	820円/日
			多床室	855円/日	485円/日	370円/日
		第4段階	個室	1,171円/日	0円/日	1,171円/日
			多床室	855円/日	0円/日	855円/日

(食費・居住費の負担限度額区分の目安)

第1段階	・生活保護受給の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金等を受給されている方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の課税年金収入＋合計所得額が80万円以下の方
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ第2段階に非該当の方
第4段階	・上記以外の方

### 2 従来型介護老人福祉施設サービス費

区分	項目	単位数	自己負担額			
			1割負担者	2割負担者	3割負担者	
③	基本 利用 料	要介護 1	661単位/日	661円/日	1,322円/日	1,983円/日
		要介護 2	726単位/日	726円/日	1,452円/日	2,178円/日
		要介護 3	797単位/日	797円/日	1,594円/日	2,391円/日
		要介護 4	862単位/日	862円/日	1,724円/日	2,586円/日
		要介護 5	926単位/日	926円/日	1,852円/日	2,778円/日
④	加算 項目	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位/日	36円/日	72円/日	108円/日
		看護体制加算(Ⅰ)口	4単位/日	4円/日	8円/日	12円/日
		看護体制加算(Ⅱ)口	8単位/日	8円/日	16円/日	24円/日
		個別機能訓練加算	12単位/日	12円/日	24円/日	36円/日
		栄養マネジメント加算	14単位/日	14円/日	28円/日	42円/日
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13単位/日	13円/日	26円/日	39円/日

		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に8.3%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。				
		介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に2.7%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。（算定要件により（Ⅰ）2.7%又は（Ⅱ）2.3%を算定します。）				
⑤	その他の加算	若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	120円/日	240円/日	360円/日	
		外泊時費用	246単位/日	246円/日	492円/日	738円/日	
		初期加算	30単位/日	30円/日	60円/日	90円/日	
		療養食加算 *1食6円×3食分	18単位/日	18円/日	36円/日	54円/日	
		経口移行加算	28単位/日	28円/日	56円/日	84円/日	
		経口維持加算（Ⅰ）	400単位/月	400円/月	800円/月	1,200円/月	
		経口維持加算（Ⅱ）	100単位/月	100円/月	200円/月	300円/月	
		在宅復帰支援機能加算	10単位/日	10円/日	20円/日	30円/日	
		在宅・入所相互利用加算	40単位/日	40円/日	80円/日	120円/日	
		退所前訪問相談援助加算	460単位/回	460円/回	920円/回	1,380円/回	
		退所後訪問相談援助加算	460単位/回	460円/回	920円/回	1,380円/回	
		退所時相談援助加算	400単位/回	400円/回	800円/回	1,200円/回	
		退所前連携加算	500単位/回	500円/回	1,000円/回	1,500円/回	
		看取り介護加算					
		・死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	144円/日	288円/日	432円/日	
		・死亡日の前日及び前々日	680単位/日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日	
・死亡日	1,280単位/日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日			

\*上表の①から④までを加えた額が1日当たりの利用料金となります。

⑤の加算項目は、該当者のみ加算されます。

\*個人負担割合（1割・2割・3割）は、「介護保険負担割合証」に記載されている割合を適用します。

\*職員配置、算定要件その他の理由により加算項目が変更になる場合があります。

#### 《介護サービス加算要件》

加算項目		加算要件
1	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	<ol style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>前6月間又は全12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は5の方の割合が70/100以上。</li> <li>前6月間又は全12月間における新規入所者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65/100以上。</li> <li>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1項各号に掲げる行為を必要とする者の割合が15/100以上。</li> </ol> </li> <li>介護福祉士の数が常勤換算で入所者6人又はその端数を増すごとに1以上。</li> <li>定員超過利用・人員基準欠如に該当していない事。</li> </ol>

2	看護体制加算 (Ⅰ)口	・常勤の看護師を1名以上配置している場合。
3	看護体制加算 (Ⅱ)口	・看護職員を常勤換算方法で1名以上配置し、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合。
4	個別機能訓練 加算	・専従の機能訓練指導員を配置し、看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種と共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、計画的に実施している場合。
5	栄養マネジメント 加算	・管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合。
6	夜勤職員配置加 算(Ⅰ)口	・夜勤を行う介護・看護職員の数が、夜勤を行う介護・看護職員の数に1を加えた数以上である事。
7	介護職員処遇改 善加算(Ⅰ)	・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に8.3%を乗じた数(1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割)が利用者負担額となります。
8	介護職員特定処 遇改善加算(Ⅰ)	・介護職員の確保、定着につなげていくために令和元年10月1日付で新設されました。現行処遇改善加算に加え、1ヶ月あたりの総単位数に2.7%を乗じた数の(1割・2割・3割)が利用者負担額となります。 *算定要件により、(Ⅰ)2.7%又は(Ⅱ)2.3%を算定します。
9	若年性認知症利 用者受入加算	・若年性認知症入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを行った場合。
10	外泊時費用	・入所者が病院等への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は1月に6日を限度として算定。 ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。
11	初期加算	・入所日から30日間に限って1日につき30単位算定。
12	療養食加算	・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、疾患治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づいて食事の提供をした場合。 療養食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食など)
13	経口移行加算	・経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に、計画作成日から起算して180日以内の期間に限り算定。
14	経口維持加算(Ⅰ)	・経口による食事が可能な入所者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合に医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種と共同して食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合、計画作成日から6月以内の期間に限り算定。経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しません。 *6月を超えた場合でも、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止の為に食事の摂取を進める為の特別な管理が必要な場合は、引き続き算定する場合があります。

15	経口維持加算 (Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力歯科医療機関を定めており、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に医師（人員基準に規定する医師を除く）・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて算定。</li> <li>＊6月を超えた場合でも、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止の為に食事の摂取を進める為の特別な管理が必要な場合は、引き続き算定する場合があります。</li> </ul>
16	在宅復帰支援機能加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の家族と退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについての相談援助、市町村及び包括支援センター又は老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を居宅サービスに必要な情報を提供する連絡調整を行っている事。</li> <li>・入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている事。</li> </ul>
17	在宅・入所相互利用加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定日が属する月の前6月間において退所した総数のうち、期間内に退所し、在宅において介護を受ける事となった利用者の占める割合が20/100以上。</li> </ul>
18	退所前訪問相談援助加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の退所に伴い、ケアマネジャー・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・医師などが入所者の自宅を訪問し、入所者や家族に退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施した場合。</li> </ul>
19	退所後訪問相談援助加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者や家族に相談援助を実施した場合。</li> </ul>
20	退所時相談援助加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者や家族に対して退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施し、かつ退所から2週間以内に市町村及び老人介護支援センター等に対して文書で情報提供した場合。</li> </ul>
21	退所前連携加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所に先立ち、居宅介護支援事業者に入所者の情報を文書で提供した場合。</li> </ul>
22	看取り介護加算	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方であること。</li> <li>2. 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、計画について同意をしている方（家族等が説明を受けたうえで、同意している方も含む）であること。</li> <li>3. 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意したうえで介護を受ける方（家族等が説明を受け、同意したうえで介護を受けている方を含む）であること。</li> </ol>

## 3 その他の費用（介護保険外）

項目	金額	備考
特別な食事の費用 （お酒含む）	実費	利用者の希望により、通常提供される食事以外の物を希望される場合
預かり金管理及び支払い代行料	1,000円/月	預り金の出納管理、病院、薬局、理美容代、日用品等の支払い代行
日常生活上必要となる諸費用	60円/日	日常生活品の購入に要する費用で、ご契約者に負担して頂く事が適当である費用 （タオル各種・歯磨き剤・歯ブラシ・口腔ケアブラシ・義歯洗浄剤・綿棒・ティッシュ・ウエットティッシュ・シャンプー・ボディソープ・石鹸・洗顔フォーム・シェービングフォーム）
	実費	上記以外の日常生活品に要する費用
健康管理費	実費	インフルエンザ等の予防接種など
私物のクリーニング費	実費	私物の衣料品等で、外部業者へのクリーニングを希望される場合
外出サービス	50円/km	希望により、町外の病院を受診される場合や個人的な活動に法人所有の車両を使用される場合
趣味活動費	実費	本人の希望により、クラブ活動などで使われた材料費で、個人所有になる物（写真・アルバムを含む）
複写物の交付	10円/枚	サービス提供の記録物などのコピー代
電気製品の使用料	500円/月 (1家電に付き)	個人的に使用される電気製品を持ち込まれた場合 (冷蔵庫・電気ポット・テレビ・電気毛布など)
契約終了後も居室を明け渡さない場合	9,800円/日	